

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳システム	
行政機関等の名称	各務原市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部 市民課	
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳の記録及び管理を行うため	
記録項目	1. 氏名、2. 生年月日、3. 性別、4. 世帯主、5. 続柄、6. 戸籍の表示、7. 住民となった日、8. 住所、9. 住定日、10. 届出の年月日、11 従前の住所、12. 個人番号、13. 住民票コード、14. 国籍・地域、15. 通称、16. 通称の振り仮名、17. 在留カード、特別永住者証の番号、18. 30条の45に規定する区分、19. 在留資格、20. 在留期間満了の日	
記録範囲	各務原市に住民登録を有する者	
記録情報の収集方法	本人による届出、他市町村からの通知等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 各務原市市民生活部市民課 (所在地) 〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ あり	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(実施なし)	

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	(条例に規定なし)
備 考	—

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	戸籍の附票システム	
行政機関等の名称	各務原市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部 市民課	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍附票の記録及び管理を行うため	
記録項目	1. 戸籍の表示、2. 氏名、3. 住所、4. 住所を定めた年月日、5. 生年月日、6. 性別	
記録範囲	各務原市に本籍を有する者	
記録情報の収集方法	住民票異動による情報、他市町村からの通知等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 各務原市市民生活部市民課 (所在地) 〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ なし	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	

行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	(条例に規定なし)
備 考	—

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	戸籍情報システム	
行政機関等の名称	各務原市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部 市民課	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍簿の記録及び管理を行うため	
記録項目	1. 筆頭者、2. 本籍地、3. 氏名、4. 出生の年月日、5. 戸籍に入つた原因及び年月日、6. 実父母の氏名及び実父母との続柄、7. 養子であるときは養親の氏名及び養親との続柄、8. 夫婦については夫又は妻である旨、9. 他の戸籍から入つた者についてはその戸籍の表示	
記録範囲	各務原市に本籍を有する者	
記録情報の収集方法	戸籍届出、他市町村からの通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 各務原市市民生活部市民課 (所在地) 〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ なし	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	

行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	(条例に規定なし)
備 考	—

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	個人番号カード交付管理ファイル	
行政機関等の名称	各務原市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部 市民課	
個人情報ファイルの利用目的	個人番号カードの交付通知書等の発送情報を管理するため	
記録項目	1. 管理番号、2. 氏名、3. 住所、4. 住民票コード	
記録範囲	個人番号カードの交付申請を行った者	
記録情報の収集方法	交付申請書に基づく個人番号カード作成情報	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 各務原市市民生活部市民課 (所在地) 〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ なし	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	

行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	(条例に規定なし)
備 考	—

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	印鑑登録システム	
行政機関等の名称	各務原市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部 市民課	
個人情報ファイルの利用目的	印鑑登録の記録及び管理を行うため	
記録項目	1. 登録番号、2. 登録年月日、3. 氏名、4. 生年月日、5. 性別、6. 住所、7. 外国人住民の片仮名氏名表記	
記録範囲	印鑑登録者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 各務原市市民生活部市民課 (所在地) 〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ なし	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	

行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	(条例に規定なし)
備 考	—

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国民年金システム	
行政機関等の名称	各務原市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	国民年金被保険者資格事務・国民年金保険料免除事務・老齢福祉年金支給事務・老齢基礎年金裁定請求事務・死亡一時金請求受付事務・拠出、無拠出年金給付事務等適正な事務のため	
記録項目	1基礎年金番号、2氏名、3住所、4生年月日、5電話番号、6年金加入履歴、7付加年金履歴、8免除・猶予履歴、9所得状況、10進達日、11国民年金関係届申出履歴、12死亡日、13転出日、14世帯状況、15個人番号	
記録範囲	国民年金加入者及び国民年金加入者であった者（資格喪失）	
記録情報の収集方法	各種届出書（資格取得、免除等）、年金事務所から提供された資料	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	あり 関係所管課 日本年金機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 各務原市 市民生活部 市民課 (所在地) 〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ なし	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(実施なし)	

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	(条例に規定なし)
備 考	—